

## 5. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

基礎控除引上げに関連し、所得控除等の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられます。

扶養控除等の合計所得金額の要件の見直しは以下のとおり。

要件等	合計所得金額	
	改正前	改正後
同生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	65万円以下	75万円以下